

会議名	第6回新城地域協議会		公開
日時	令和5年9月21日(木) 午後7時00分～午後7時50分	場所	勤労青少年ホーム 2階 軽運動場
出席者	(委員) 権田康之、鈴木敏章、伊藤哲夫、清水利高、今泉澄夫、佐本達俊、高木猛至、丸山哲也、中川享子、今泉克英、松井利文、後藤國與、鈴木雅晴、白柳明美、今泉光俊、浅岡勝、沼田宣、今泉栄、畠山恵美子		
	(事務局) 市民協働部：吉林部長、市民自治推進課：杉本参事、宮本主査 新城自治振興事務所：今泉所長、近藤主任		
欠席者	西尾泰昭、矢賀美紀代、大瀧章義、村田博和	傍聴者	なし
配布資料	次第 資料1：令和5年度 新城地域協議会 開催日程表 資料2：令和5年度 地域協議会に関する運営要綱 資料3：新城地域自治区地域協議会に関する運営要綱 資料4：令和5年度 地域協議会の分科会について		

### 議題・議事・発言等 (要点記録)

<p><b>1 開会</b> 会議成立の報告及び会議録署名委員の指名 (鈴木敏章委員、伊藤哲夫委員)</p>
<p><b>2 報告</b> (1) 新城地域協議会の年間スケジュールについて 第5回新城地域協議会において、今回(9月21日)の新城地域協議会開催について承認を得たことにより、第1回新城地域協議会で承認いただいた年間スケジュールに変更が生じたため、変更後の年間スケジュールについて報告を行った。</p>
<p><b>3 議事</b> (1) 令和6年度地域協議会の運営体制について 令和6年度地域協議会の運営体制について、大きく2つの内容について協議いただいた。 1つは、前回の地域協議会より協議をいただいている地域協議会の委員構成について、もう1つは、地域協議会の分科会について協議を行った。 事務局より資料等の説明を行った後、協議を行った。 協議の結果、委員構成については、多数決により以下の方針とした。</p> <p>①地域協議会の委員構成に各種団体も加えることとする案 <span style="float:right">6票</span> ②地域協議会の委員構成は変更せず、協議会の場に関係団体を招き、意見を求めることとする案 <span style="float:right">12票</span></p> <p>分科会については、令和6年度の地域協議会への引継ぎ事項として、従来通り</p>

地域自治区予算分科会・地域活動交付金分科会・地域計画分科会の3つの分科会とするが、地域計画分科会の作業量が膨大であるため、現状の有志という形から7名以上の委員構成とすることに加え、他の分科会の作業量も加味し、一部の委員に負担が偏り過ぎないように地域計画分科会に所属してもらおう仕組みとしたい旨引き継ぐこととした。

以下、主な意見を記載する。

#### 【主な意見】

- 今回の分科会の見直しについては、市が各自自治区の現状を見て、全自治区の分科会のあり方に対して変更を求めているものなのか。  
⇒分科会のあり方（設置）については各地域協議会が決める内容であり、市から分科会のあり方について変更を求めるものではない。  
地域協議会の運営体制についてという協議内容であったため、委員構成だけでなく、分科会の体制についても取り上げたということである。
- 新城地域協議会の地域計画分科会の委員構成は有志となっているが、何名か。  
⇒今年度は7名となっている。  
⇒地域計画分科会は、地域計画の進捗管理等を行っており、年間を通して会議を必要とし、作業量が多い分科会である。他の分科会との作業量に格差があり、一部の委員に負担が偏ってしまうので、他の分科会の委員にも協力いただき、作業を分担したい。  
⇒本日の協議会で、方針を決定しなければならないのか。  
⇒本日の協議会で決定が難しいようであれば、令和6年度への引継ぎ事項とすることも良いと考える。  
⇒分科会によっては、年度の前半で当年の作業が落ち着いてしまう分科会もあるので、地域計画分科会への助っ人として流動性を持たせることも必要と考える。
- 地域計画分科会は有志となっているが、最低限の委員数について決めておくべきではないか。  
⇒最低限、現状同等（7人）以上の人数は必要と考える。  
⇒地域計画分科会では、年間を通して何かしらやることが多いが、下半期に入っても地域計画の進捗管理（PDCA）としてCheck（評価）とAction（改善）をしていかなければならず、他の分科会から応援に来て欲しい。  
※PDCA：Plan（計画） Do（実施） Check（評価） Action（改善）

#### 4 その他

地域協議会について意見交換等を行った。

以下、主な内容を記載する。

#### 【主な内容】

- 地域活動交付金における飲食代や消耗品費など、個人のものとなるものに対して全額負担するのはどうか。市のルールとしては問題無いか。  
⇒市で定めているルール（講師に出す弁当や作業をする際の構成員へのお茶など）から逸脱していなければ問題ないと判断しております。しかし、新城地域協議会として、それでは良くないと言うことであれば、負担割合等を定めていただくことも可能となります。
- 地域活動交付金事業で、市職員を講師として招いた場合に謝礼は払って良いか。  
⇒基本的には、出前講座など職務として講師を務めた場合には市から給料として支払われますので、活動団体からの謝礼は受け取れませんが、個人として講師を行った場合には謝礼を受け取ることはできます。

⇒企業の場合、時間内なら給料に含まれており、時間外なら要請団体から謝礼を受け取るといった対応をとっている。

⇒公務員は、地方公務員法にて報酬の受け取りは原則、認められていないとなっていたと思うがいかがか。

⇒市長の許可が受けられれば報酬として受け取ることも可能だが、謝礼としてであれば問題はありません。ただし、社会通念上相当と認められる範囲内での話となります。

どちらにしろ、職務なのか個人としてなのかの判断は一概に言えないので、その都度確認していただくのが良いと思う。

●活動交付金分科会に所属しており、計画分科会の様子がわからないのですが、どのような感じでしょうか。

⇒計画分科会は他の分科会に比べても回数が多く開催されています。他の分科会の様子を知ってもらうためにも、是非協力していただければと思います。

⇒地域計画の5つの柱を7人で検討していくのには限界があるし、計画だけでなく、評価や改善といった全てを7人で回すのは無理だと思う。現状の体制では、地域計画が進まないと思う。